



平成28年1月より マイナンバー制度が始まります⑦



たかはし労務コンサルタント事務所 所長
社会保険労務士 高橋 真悟

今回はマイナンバーの今後の展開についてとりあげてみましょう。

現在、マイナンバーは税、社会保障、災害対策のみで利用できることはみなさんもご存知のことでしょう。

平成27年3月に平成30年から利用範囲を拡大するマイナンバーの改正案が提出されたことはご存知でしょうか。この改正案は5月下旬に衆議院を通過し、6月には参議院を通過する予定でした。

しかし、日本年金機構での情報漏えいや安保法案の影響もあり成立するか微妙な状況でした。

8月下旬に一転して、成立する見込みであると

各メディアが報じました。どのような改正点があるのかみてみましょう。

ひとつめは「預貯金口座へのマイナンバーの付番」です。これによりペイオフ（預金保険制度）の際に預貯金額の合算に利用できることになりま

す。さらに、口座情報を照会する際にマイナンバーで照会することで効率的に税務調査が行えるようになります。銀行等は前述の利用目的で預金者に対し、マイナンバーの提供を求めることができますようになります。今回の改正では預金者のマイナンバー提供は義務ではない点がポイントです。

もともとマイナンバーの付番状況によっては、付

番促進の措置を行えるようになるようですので、預金情報とマイナンバーとの関連付けは避けられないものとなりそうです。

次に「医療分野における利用範囲の拡充」です。特定健康診査（メタボ健診）の情報等とマイナンバーを関連付けることで、転職などで健康保険組合が変わっても情報を引き継ぐことができるようになります。過去の情報を踏まえた保健指導が可能になるということです。プライバシーを配慮し健診の情報の引継ぎは本人の同意が必要になるようです。

また、予防接種の接種履歴とマイナンバーが関連付けられ、行政が適切な

予防接種の実施を勧奨できるようになるようです。

最後が「地方公共団体の要望を踏まえた利用範囲の拡充」です。

現状、公営住宅の管理に關してはマイナンバーの情報が関連付けされていますが、特定優良賃貸住宅の管理に關する事務にも関連付けすることで一体的に管理でき、添付書類が不要になるとのことです。

今回の改正による利用範囲の拡大では企業の事

務手続きには大きな影響はないと思われます。しかし、今回の改正で、年金情報とマイナンバーの関連付けが最大1年5ヵ月延期になるようです。

関連付けの延期により、年金に關する部分の運用も後ろ倒しになるかもしれません。平成29年1月より社会保険の手続きにはマイナンバーの記入が必要になる予定ですが、どこまで影響がでるのか注視する必要があります。

労働〇×クイズ⑩

問 4月1日に、1年間の期間を定めて雇用契約を結んだ。その年の10月に最低賃金が改定となり、当初契約していた賃金が最低賃金を下回ってしまったので、翌年4月の契約更新時に時給を最低賃金まで引き上げることとした。

答えと解説は16ページをご覧ください。

